答弁第四六二号

内閣衆質一六六第四六二号

平成十九年七月十日

衆

議

院

議

長

河

野

洋

平

殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員山井和則君提出年金記録確認第三者委員会の認定基準に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員山井和則君提出年金記録確認第三者委員会の認定基準に関する質問に対する答弁書

一及び二について

年金記録確認中央第三者委員会(以下「委員会」という。)については、 個別事案を基に検討している

十五日に開催された第一回委員会において決定された「年金記録確認中央第三者委員会運営規則」の規定

過程を公表することが率直な意見の交換や意思決定の中立性を損なうおそれがあることから、本年六月二

において、 会議及び議事録を非公開とすること、議事要旨を作成し公開することとされた。一方、 同規則

では、 「この規則に定めるもののほか、 委員会の運営に関し必要な事項は、 それぞれ委員長が定める」と

規定されており、 配布資料についても、 委員長が差し支えないと判断したものは公開することとしている。

三について

第二回委員会においては、二百八十四件の個別事案を整理した上で、その中のいくつかの個別事案を取

り上げて検討したところである。委員会における検討状況については、委員長による記者会見及び議事要

旨において公表している。

四について

判断基準については、委員会において、まずは十人の委員によって精力的に審議が行われているところ

であるが、 委員会の審議の充実を図るため、 新たな委員を任命し、 合計三十人の委員会とした。

各年金記録確認地方第三者委員会における判断に差異が生じないよう、委員会において判断基準を示す

こととなっている。また、 苦情のあっせんに際して先例となるものについては、委員会において調査審議

することとなっている。

五について

年金記録確認第三者委員会における審査は、 まずは社会保険事務所において年金記録を確認し、 その結

果について異議のあることが前提である。

六について

年金記録の確認に関する社会保険事務所からの回答については、 例えば、 市町村や事業所への確認が必

要といった例外的なケースを除き、原則として一か月以内にすることとしている。

七について

年金記録相談の特別強化体制において受け付けた照会申出書は、 約八割が一か月で、 九割以上が三か月

で処理されている。

八について

必要に応じ、 年金記録確認第三者委員会が御本人から直接聴き取りを行うことを予定しており、その方

法については、現在検討中である。

九について

年金記録確認第三者委員会が一件当たりの判断に要する期間は、案件ごとにまちまちとならざるを得な

いものと思われ、 現時点では、 一概に申し上げることは困難であるが、可能な限り速やかに行ってまいり

たい。